

## 顧 問 規 程

平成 22 年 5 月 16 日 制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 33 条の規定により、本組合が顧問を委嘱した者についての職務及び権限について定める。

(委 嘱)

第 2 条 本組合の顧問の委嘱は定款第 33 条による。

(職 務)

第 3 条 本組合の顧問は、理事会及び委員会からの要請に応じて該当する会合に出席して、意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。

(報 酬)

第 4 条 理事長は定款第 32 条の規定に従い、総会の議決を経て本組合の顧問に報酬を与えることができる。